

JIS

照明器具—第3部：性能要求事項

JIS C 8105-3 : 2024

(JLMA/JSA)

令和6年2月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	古 関 隆 章	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	上 野 貴 由	一般社団法人日本電機工業会
	岡 本 正 英	IEC/SMB 委員 (株式会社日立製作所)
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	河 合 和 哉	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	高 橋 弘	IEC/CAB 委員 (富士電機株式会社)
	田 中 博 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	田 辺 恵 子	主婦連合会
	野 田 耕 一	一般財団法人日本規格協会
	林 泰 弘	早稲田大学
	平 本 俊 郎	東京大学
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会
	山 地 理 恵	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	横 倉 里 美	一般社団法人電子情報技術産業協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：令和 6.2.20

官 報 掲 載 日：令和 6.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 一般的要求事項	5
5 照明器具の光源及び構成部品	6
6 光学特性	6
7 電気特性	6
8 照明器具の固有エネルギー消費効率	7
9 環境に関する要求事項	7
9.1 材料に関する情報	7
9.2 保守に関する指示	7
9.3 分解に関する指示	7
附属書 A (参考) 地域規格の適用について	8
附属書 B (規定) 照明器具の総電力及び関連する電力の測定方法	9
附属書 C (参考) 保守及びリサイクルの説明書に用いる図記号	11
附属書 D (規定) 照明器具の配光特性	12
附属書 E (規定) LED 照明器具に関する性能要求事項	15
附属書 F (規定) LED 照明器具の特性測定方法	23
附属書 G (参考) LED 照明器具の供用期間中の光出力特性に関する情報	24
附属書 JA (参考) 照明器具の受渡検査	26
附属書 JB (参考) 照明器具に関する表示	27
附属書 JC (参考) この規格と対応国際規格との箇条の対応関係	29
附属書 JD (参考) JIS と対応国際規格との対比表	31
解 説	36

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8105-3:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8105 規格群（照明器具）は、次に示す部で構成する。

JIS C 8105-1 第 1 部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-2-1 第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-2 第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-3 第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-4 第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-5 第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-6 第 2-6 部：変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-7 第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-8 第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-11 第 2-11 部：観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-12 第 2-12 部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-13 第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-14 第 2-14 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管を含む）用照明器具及び類似器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-17 第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-19 第 2-19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-20 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-21 第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-22 第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-23 第 2-23 部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-24 第 2-24 部：表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-3 第 3 部：性能要求事項

JIS C 8105-5 第 5 部：配光測定方法

照明器具—第3部：性能要求事項

Luminaires—Part 3: General requirements for performance

序文

この規格は、2022年に第2版として発行された IEC 62722-1 及び 2014年に第1版として発行された IEC 62722-2-1 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、細分箇条番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した細分箇条、附属書 JA～附属書 JC は、対応国際規格にはない事項であり、附属書 JC には、この規格の箇条と二つの対応国際規格の箇条との対応関係を参考として示す。また、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JD に示す。

1 適用範囲

この規格は、電源電圧が 1 000 V 以下で動作する電気光源（例えば、白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ、LED 光源などの電子発光体）を組み込んだ照明器具の性能要求事項及び環境に関する要求事項について規定する。特に規定のない限り、この規格が適用する性能特性は、指定の手順で初期エージングが完了した新規製造時の照明器具の性能特性を規定している。

この規格では、共通的に適用可能な供用期間中のエネルギーの効率的利用及び環境管理を支援するための照明器具への要求事項を規定している。この規格の目的は、一連の要求事項を規定することである。

注記 1 LED 光源以外の特定タイプの光源に関する性能要求事項に追加がある場合、これらはこの規格の附属書として追加される場合がある。追加される附属書は、特定の光源技術に関するより広い性能範囲に適用される場合がある。

この規格は、準照明器具（セミルミネア）を適用対象としていない。

この規格に規定する性能特性は、一部の照明器具には適切でない可能性がある。

注記 2 適切でない可能性がある一部の照明器具の例を、次に示す。

- 周囲温度が常時、特に高温又は低温の場所で使用する照明器具
- 粉じんの多い場所で使用する照明器具
- 腐食性ガス、オイルミストなどがある場所で使用する照明器具
- 可燃性ガスなどがある場所で使用する照明器具
- 振動の激しい場所で使用する照明器具
- 水中に没して使用する照明器具
- 乗り物用の照明器具及び信号灯